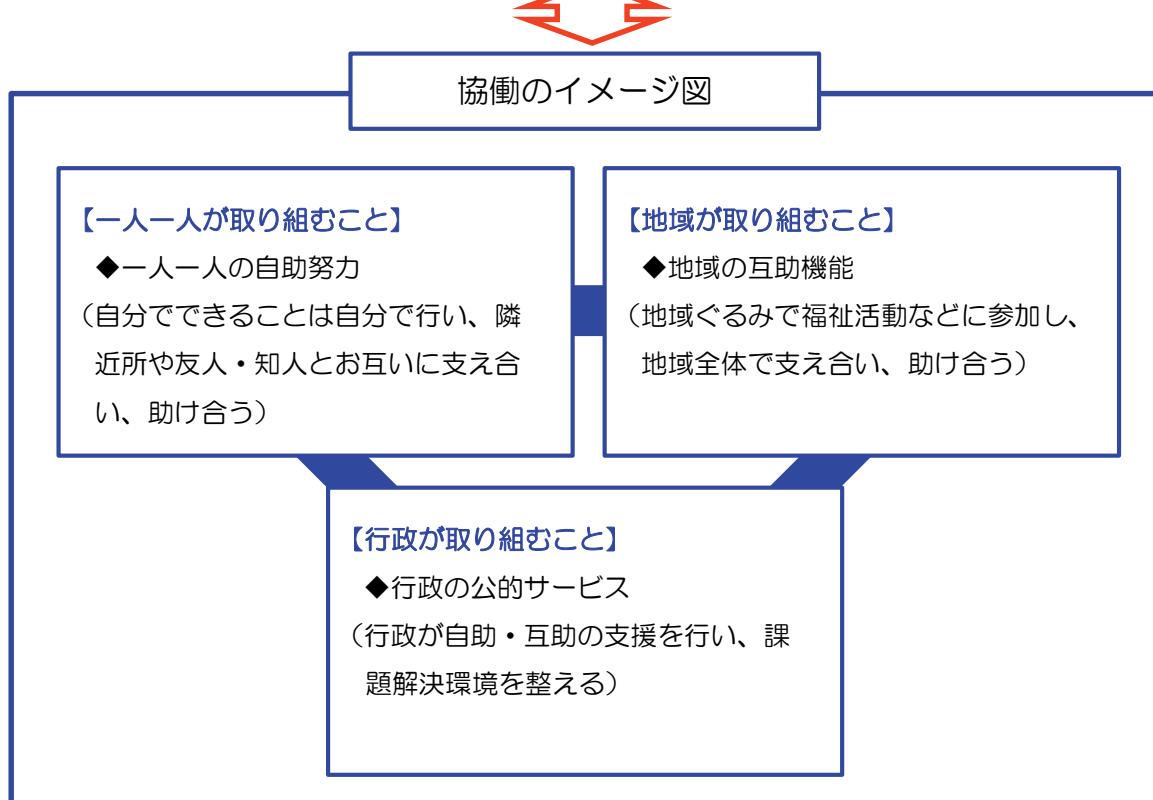
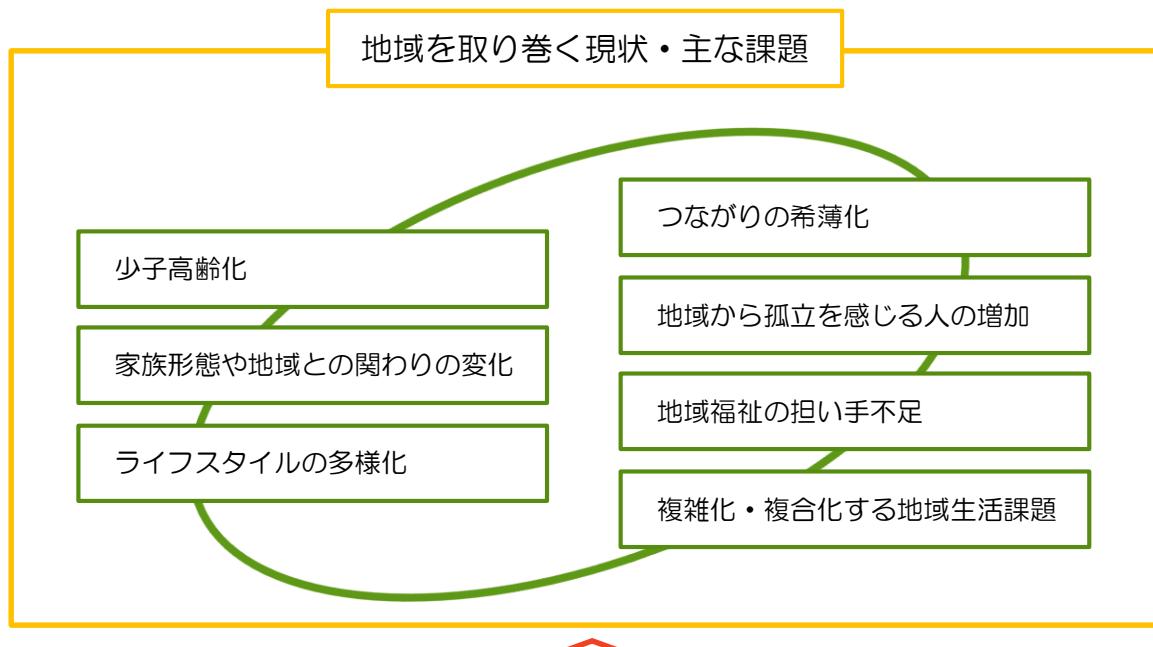


第5章 施策の展開

1 施策の展開

本計画では、地域におけるさまざまな課題の解決に向け、地域住民一人一人、地域全体及び行政の三者それが取り組む目標を示し、地域に関わる全ての人や団体などが協働し、基本目標の達成に向け取り組みます。



基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

【基本施策1 支え合い意識の醸成】

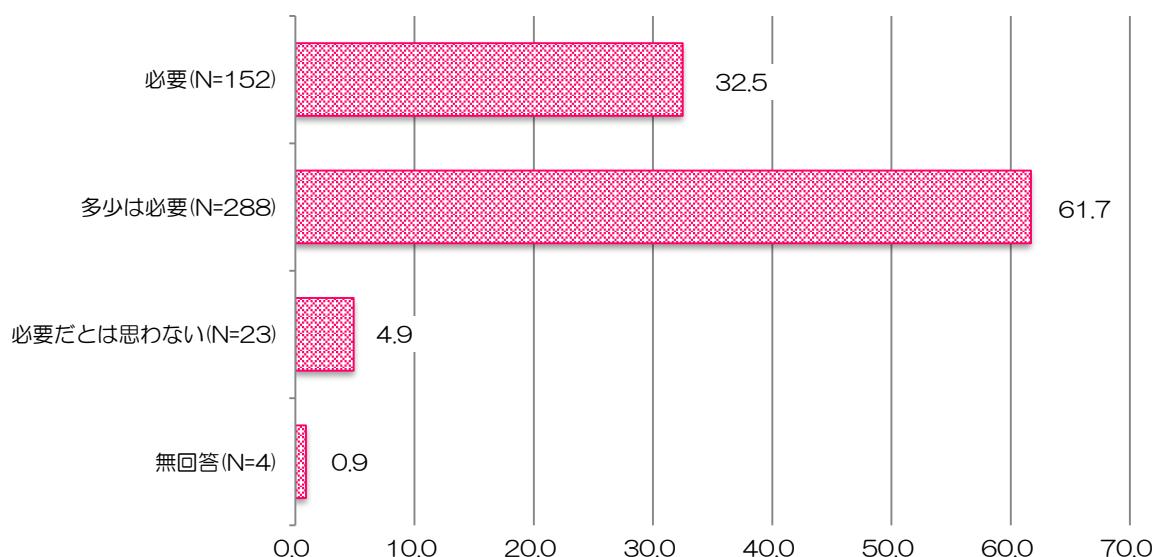
◆◆ 現状と課題 ◆◆

単身世帯の増加、地域で相互に支え合う意識や人との繋がりの希薄化に伴う社会的孤立などの問題が生じています。アンケート調査によると、長く既存の地域に暮らしている人と新たにその地域で暮らし始めた人との繋がりは薄く、考え方の違いによるトラブルが生じています。また、自治会に加入しない世帯や子ども会に加入しない人が増え、子ども同士の交流も減っている中、子育てへの負担感や孤立感が増し、保護者の心の余裕がなくなっています。子どもたちが幅広い世代の人とふれあう機会も少なくなっています、地域全体で子どもたちを育むことが難しくなっています。

自治会活動、子どもたちの見守り活動、コミュニティ・スクールなどを通じ、各団体が高齢者の知識や経験を子どもたちに伝える場を設けることなどにより、世代間の交流を深め、子どもが親だけでなく地域の人に育まれる地域づくりに取り組む意識を持つことが重要です。

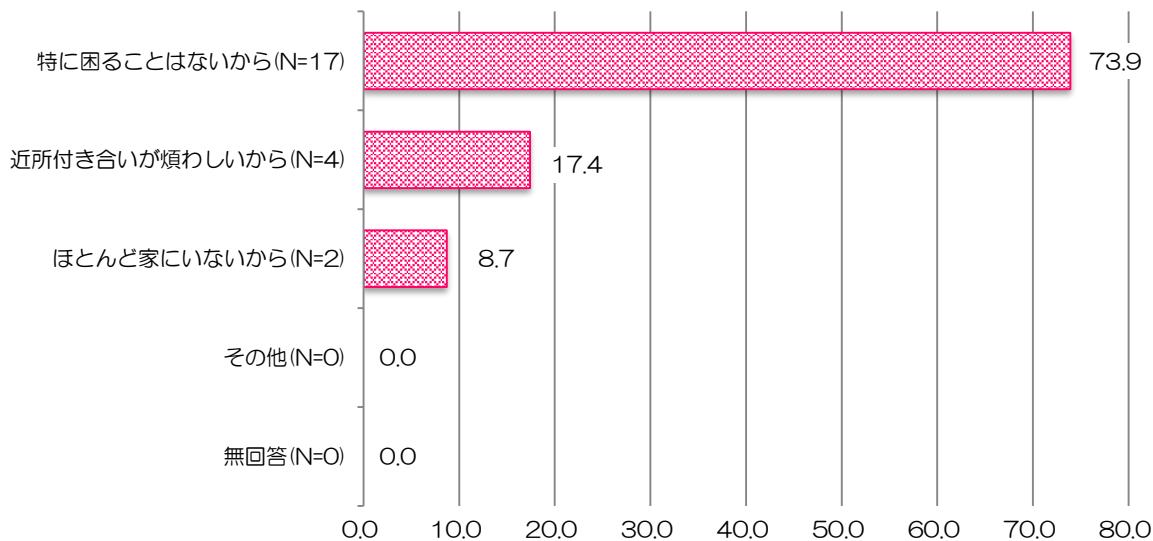
【近所付き合いの必要性】

(回答数：N=467、単位：%)



★必要と思わない理由

(回答数：N=23、単位：%)



◆◆ 施策の展開 ◆◆

高齢者、障害者、子どもなど、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、お互いに支え合える関係を築き、繋がりを持ちながら生活することができるよう、支え合い意識の啓発、理解促進を図るとともに、福祉活動への主体的な参加、活動意識の高揚を図ります。

(1) コミュニケーションの促進

地域の人が共に支え合い暮らす地域共生社会の実現に向け、住民の理解を深めるとともに、世代間の交流を図り住民の繋がりを深める取組を推進します。

(2) 福祉の芽を育み広げる取組の充実

学校における福祉学習や地域のさまざまなボランティア活動、各種情報の提供・共有など、福祉の芽を育み広げる取組を推進します。

(3) 子育て意識の啓発

子どもは社会の希望であり、子育ては次代の社会を築く重要な営みであり、家庭だけでなく、社会全体が子どもと子育てについて理解を深める取組を推進します。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★積極的にあいさつや声掛けを行い、コミュニケーションを大切にしましょう。

★子育てをしている人は、地域の中の子育ての先輩にアドバイスを求めてみましょう。

【地域が取り組むこと】

★日頃から気軽に話ができる場や交流ができる場をつくりましょう。

【行政が取り組むこと】

★地域の繋がりの重要性について理解を広め、自治会活動などの地域行事の活性化が図られるよう支援します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 地域福祉に対する理解促進

- さまざまな機会を通じて地域福祉の意味や必要性を周知し、地域全体で地域福祉を推進する意識の醸成や理解促進を図ります。

2 「あいサポート運動」の普及・啓発

- 障害者が困っていること、必要な配慮などを理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会をつくる「あいサポート運動」の普及・啓発を図ります。

3 ヘルプカード、ヘルプマークの普及・啓発

- 障害などを抱えた人が外出先などで困ったときに、周囲の人に手助けを求めるヘルプカード、ヘルプマークの普及・啓発に努めます。

4 子育て支援アプリなどを活用した子育て意識の啓発

- 子育て支援アプリ「ママパパ」や市広報「潮騒」などによる子育て支援情報の提供、充実などに努め、子育て意識の啓発を図ります。

■ 基本施策2 バリアフリーの理解促進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

社会の中にあるさまざまな障壁を取り除き、高齢者や障害者だけでなく全ての人が気軽に外出できるよう、バリアフリーに関する情報提供や環境整備を推進していく必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

民間施設なども含め、高齢者や障害者だけでなく全ての人が移動、利用しやすい環境づくりに向けた事業の啓発、事業の促進を図ります。

（1）バリアフリーの理解促進

高齢者や障害者などの配慮が必要な人に対する社会参加の促進、移動、利用しやすい環境づくりに向け、バリアフリー思想の普及・啓発に努め、バリアフリーへの幅広い理解を促進するとともに、安全で快適な暮らしを実現するため、バリアフリー化の促進を図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知

- 高齢者や障害者、妊産婦などで歩行や乗降が困難な人が、事前に山口県から交付を受けた利用証を掲示し、施設が確保した「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用できる「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知を図ります。

基本施策3 支え合いの地域活動の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

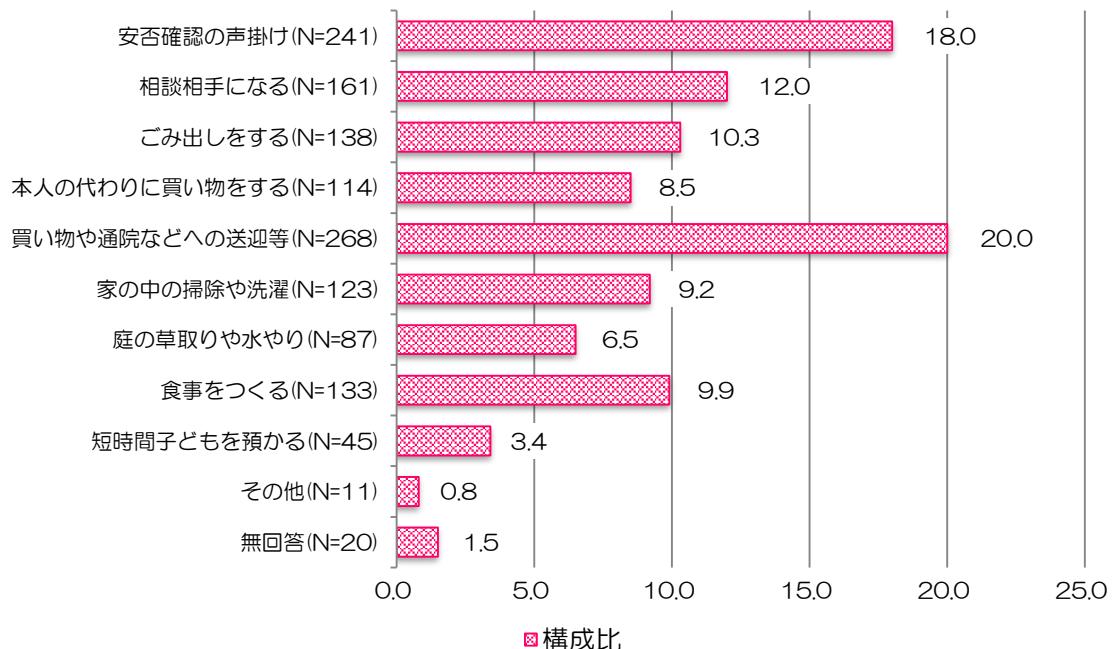
アンケート調査によると、地域で共同活動を行い、良好な地域社会の形成、維持をする自治会の加入状況は、年齢が下がるほど低くなっています。自治会活動への参加状況は減少傾向にありますが、自治会活動を通じて地域の活動をしていると感じている人は多くなっています。加入者が少なく活動が難しくなっている自治会の中には、加入者が多い自治会の協力を求めている自治会もあります。

「日常生活を送ることが難しくなったときの必要な手助け」として「買い物や通院などへの送迎等」「安否確認の声掛け」と回答した人の割合が高く、一方、「近所の人が手助けを必要としているときにできる手助け」は「安否確認の声掛け」「相談相手になる」と回答した人の割合が高くなりました。多くの人が手助けを必要と感じている「買い物や通院などへの送迎等」は、手助けができると回答した人の割合は低くなっていますが、「安否確認の声掛け」は、手助けができると回答した人の割合が高くなっています。

「住民同士の支え合いがあるまち」という評価に対し「どちらかと言えばそう思わない」と回答した割合が増えています。世代間の交流を深め、日常生活を送る中で、お互いに支え合いながら生活していくことが求められています。

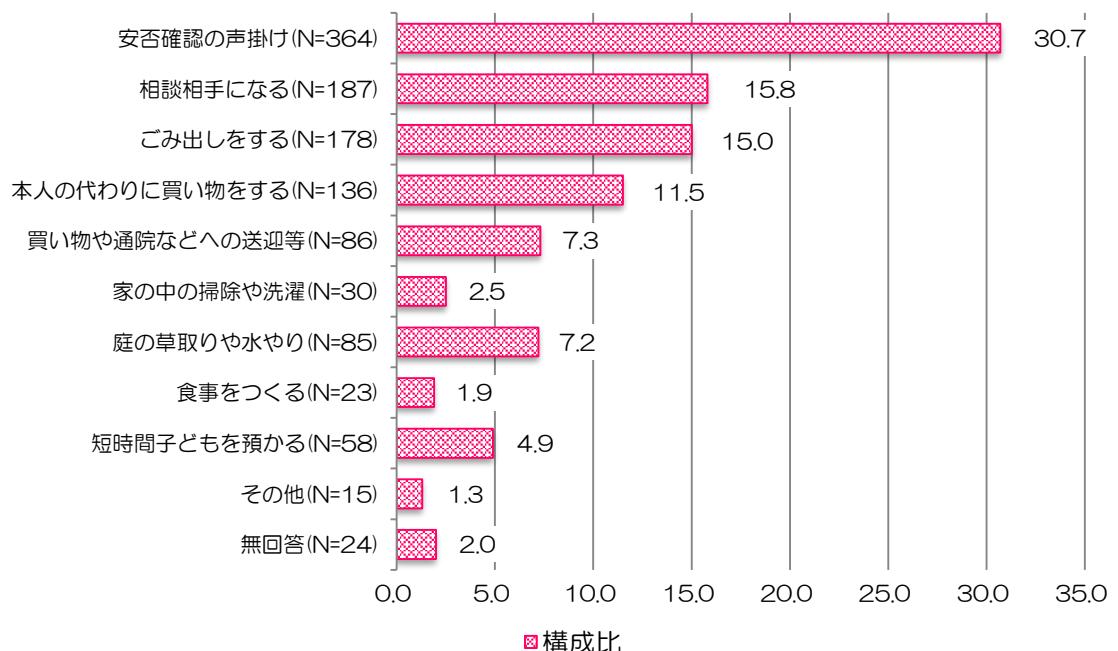
【日常生活を送ることが難しくなったときの必要な手助け】

(回答数：N=1,341、単位：%)



【近所の人が手助けを必要としているときにできる手助け】

(回答数：N=1,186、単位：%)



◆◆ 施策の展開 ◆◆

従来の体制では対応が困難な地域生活課題が生じており、住民一人一人が自らの課題として捉え「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、さまざまな地域資源を活用しながら主体的に活動する取組を推進します。

（1）あらゆる分野に対応し地域を支える仕組みの構築

地域福祉活動が活発に実施されるように環境を整えるとともに、世代を超えた交流や地域の交流促進を図ります。従来の体制では対応が困難な地域生活課題も多くなっており、住民が自らあらゆる分野における地域の課題を収集し対応を話し合う場を設けるなど、あらゆる分野に対応し地域を支える仕組みの構築を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

- ★ 地域活動に関心を持ち、自分にできる地域活動に積極的に参加しましょう。
- ★ 何か困っていることを抱えた人に早めに気づけるよう、日頃から声を掛け合いましょう。

【地域が取り組むこと】

- ★ 「第二層協議体」などを活用して、支援が必要な人、支援をする人の情報を地域で共有し、地域でできることを考える場をつくりましょう。

【行政が取り組むこと】

- ★ 思いやや助け合いの心を持ち、地域で助け合う意識の醸成を図るとともに、幅広い世代のニーズや対象に合わせて、研修や講座、体験事業を行います。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 民生委員・児童委員の活動支援

- 地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ、民生委員・児童委員が行う地域福祉活動を支えます。

2 生活支援体制整備事業の推進

- 生活支援コーディネーターを中心に、市内全9地区に設置している「第二層協議体」において、各地域のニーズや課題の把握・共有を行い、地域団体と連携を図り、地域の人の助け合い・支え合い活動の創出を進めます。

3 ふれあいサロンや育児サークルの設置促進

- 未就園児と保護者が気軽に集い、交流や子育てに関する話し合いのできる場づくりとして、地域住民を主体としたふれあいサロンや育児サークルの設置促進を検討します。

基本施策4 地域福祉の拠点整備

◆◆ 現状と課題 ◆◆

近年、地域生活課題は複雑化・複合化が進み、一分野の制度や個別分野の相談業務では課題を解決することが難しくなっています。旧来からある地縁や血縁による繋がりも希薄となっているため、住民同士の繋がりが作られる場を設けていく必要があり、誰もが気軽に立ち寄り相談できる場の充実を図るとともに、住民の自主活動などの拠点となる場の整備が求められています。

全ての住民が健康で生き生きと生活できる地域社会づくりを目指し、子どもから高齢者まであらゆる年代の人が共に集い、健康づくりや生きがい活動を通じて交流できる拠点施設として「下松市地域交流センター」が設置されています。また、高齢者が健康で明るい生活を営むことを目的として「老人集会所」が、老人の豊かな経験と能力を生かし、自ら物をつくるよろこびを得ることにより生きがいを高め、老人福祉の向上を図ることを目的として「老人作業所」が設置されています。「下松市地域交流センター」は建築から20年以上を経過し、多くの老人集会所や老人作業所は建築から40年以上を経過し、施設の老朽化が問題となっています。そのため、計画的な施設整備や適正な維持管理が必要です。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などを行う「地域子育て支援センター」は、地域全体で子育てを支援する環境を整備するため、事業の機能強化と相談体制の構築が必要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

従来からある施設の機能を生かしつつ、誰もが気軽に立ち寄り相談ができる場や住民同士の交流を促進する場として、施設の適正な維持管理に努めるとともに施設の利用促進を図ります。

（1）福祉拠点施設の利用促進

福祉の拠点となる施設の適正な維持管理に努め、誰もが利用しやすい環境づくりを進め、施設の利用促進を図ります。

(2) 子育てを支援する環境整備

子育て家庭に対する相談や指導、情報提供などの充実に努め、地域全体で子育てを支援する環境を整備するため、「地域子育て支援センター」と「子育て世代包括支援センター」との連携、体制づくりを図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 下松市地域交流センター管理運営

- 乳幼児から高齢者、障害者、周辺に所在する医療施設、障害者施設、老人福祉施設の利用者など、あらゆる人のふれあいや交流を促進するため、また、災害時には、福祉避難所または遺体安置所として利用するため、施設の維持管理や保守点検などに万全を期すとともに、利用者が快適に施設を利用できるよう努めます。

2 下松市老人集会所・老人作業所管理運営

- 多くの老人集会所や老人作業所は築40年以上を経過しており、施設の老朽化が著しいため、計画的な施設整備や維持管理に努めます。

3 子ども家庭総合支援拠点の機能強化

- 子育て支援に加え、妊娠・出産などの母子保健相談にも対応できるよう、「地域子育て支援センター」と「子育て世代包括支援センター」との連携を強化するとともに、子どもとその家庭などからの相談に応じるため、子ども家庭総合支援拠点の機能強化に努めます。

■基本目標1 成果指標

	現況値	目標 2025(令和7)年
地域活動への参加状況 (地域福祉計画・市民アンケート)	81.1% (令和2年)	90.0%
ヘルプマークの延べ交付者数	43人 (令和3年1月31日時点)	150人
「子育てがしやすいまち」と感じる市民の割合 (地域福祉計画・市民アンケート)	18.6% (令和2年)	25.0%
民生委員・児童委員、主任児童委員の充足率	98.3% (令和元年改選時)	100.0% (令和4年改選時)

基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の活動支援

【基本施策1 地域福祉活動を推進する人材の育成】

◆◆ 現状と課題 ◆◆

地域福祉の担い手となる人材の固定化、高齢化が進む中、中心となる人材の育成が求められています。仕事をしている人は、地域活動の役職を引き受けることが難しく、市内の子ども会も減少傾向にあり、若い人が地域で活動する機会も減少傾向にあります。多くの人が地域福祉活動に参加するよう、意識を高めていくことが重要です。

地域の意見交換会では、「個人の趣味の多様化が進み、定年退職後、さまざまな活動をする団体に加入するのではなく、自分の趣味に合う活動をする団体などに加入する人が増えている」、「地域への恩返しをしたいとの思いから、定年退職後に地域で活動を始めようとする人も、企業などで働く人の定年の延長に伴い、一定程度の年を重ねてしまい、活動することが難しい」などの意見がありました。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

高齢、障害、子どもなど、福祉の各分野における人材養成事業などの充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域福祉活動を推進する人材の育成に努めます。

（1）次世代の地域福祉の担い手の育成

地域福祉の担い手の固定化、高齢化が問題となっています。地域福祉活動に参加しやすい環境の整備や地域の中心的な存在になり得る次世代の担い手の育成を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★自分が住んでいる地域をどのような地域にしたいのか考え、やりたいことが見つかれば、最初の一歩踏み出してみましょう。

【地域が取り組むこと】

★「第二層協議体」などを活用して、地域福祉の担い手となる人の掘り起こしに努め、地域で支えながらその人を育てましょう。

【行政が取り組むこと】

★幼児から高齢者までの幅広い市民の地域福祉に関する意識を高め、地域福祉の

推進役である民生委員・児童委員、福祉員活動の一層の支援・充実を図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 福祉専門職の育成

- 複数の生活課題を抱える世帯や社会的孤立状態に陥っている世帯などを一体的に支援できる福祉専門職の育成と組織づくりを目指します。

2 手話奉仕員養成事業

- 「下松市手話奉仕員養成協会」に事業を委託し、手話奉仕員の養成に努めています。

3 点訳・音訳奉仕員養成事業

- 「下松点訳・音訳友の会」に事業を委託し、点訳・音訳に必要な技術などを習得した奉仕員の養成に努めています。

4 ゲートキーパーの養成

- 自殺は複合的な課題を抱えた人が多いため、さまざまな悩みなど抱えている人に早く気づき、声を掛け、相談機関などに繋ぐことができる人材を養成します。

5 民生委員・児童委員の活動支援（再掲）

- 地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ、民生委員・児童委員が行う地域福祉活動を支えます。

6 生活支援体制整備事業の推進（再掲）

- 生活支援コーディネーターを中心に、市内全9地区に設置している「第二層協議体」において、各地域のニーズや課題の把握・共有を行い、地域団体と連携を図り、地域の人の助け合い・支え合い活動の創出を進めます。

■ 基本施策2 ボランティア活動への参加促進

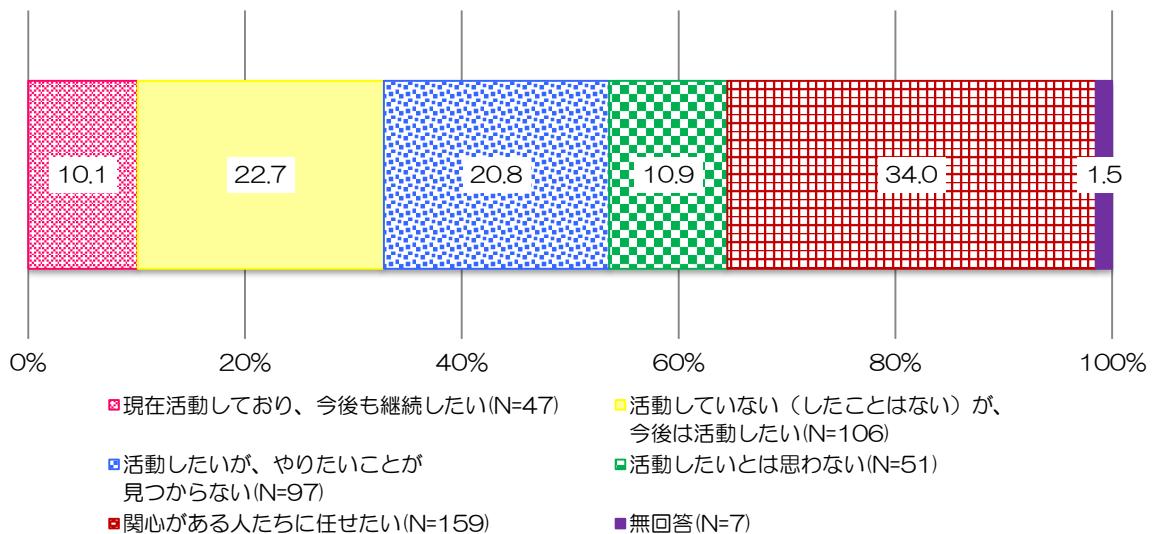
◆◆ 現状と課題 ◆◆

自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する行為がボランティア活動といわれています。アンケート調査で「ボランティア活動に関する意識」について尋ねたところ、50%を超える人がボランティア活動に対し意欲を示していますが、34%の人が「関心がある人にまかせたい」と回答しています。また、ボランティア活動を活性化するためには、「ボランティアに関する情報提供や相談窓口の充実」を求めている人が全

体的に多い傾向にあります、「関心がある人にまかせたい」と回答した人では、「有償ボランティア制度等の安価な対価が得られる仕組み」を求めている人が比較的多くなっています。

【ボランティア活動に関する意識】

(回答数：N=467、単位：%)



◆◆ 施策の展開 ◆◆

ボランティア活動が地域福祉の充実に繋がるため、ボランティア活動に取り組みやすい環境の整備や活動の支援を通じ、ボランティア活動の活性化を図ります。

(1) ボランティア活動の活性化

ボランティアに関する相談窓口や情報提供の充実・周知に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。また、地域における高齢者などの日常生活の支援が必要な人への取組の一つとして、有償ボランティア制度について研究を進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★ボランティア活動に対して関心を持ち、自分のできる範囲のボランティアから始めてみましょう。

【地域が取り組むこと】

★子どもや若者が地域活動やボランティアに参加しやすい環境を整え、ボランティア活動をする人を支援、育成しましょう。

【行政が取り組むこと】

★ボランティア活動に取り組みやすい環境を整備し、ニーズに応じ必要とされるさまざまな分野のボランティアの養成を進めるとともに、多様な方法によるボランティア活動を推進します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 介護支援ボランティアポイント制度の充実

●ボランティア活動の参加に応じて与えられるポイントを換金できる制度を活用し、幅広い人のボランティア活動に繋げ、活動の活性化を図ります。

2 地域防犯ボランティア活動の推進

●安全で安心な地域づくりに努めるため、地域の目となる地域ボランティアによる見守り活動を推進するとともに、防犯パトロール隊の結成や地域見守り隊などの加入促進に努めます。

■ 基本施策3 地域福祉に取り組む組織や団体の活動支援

◆◆ 現状と課題 ◆◆

地域には、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自治会、老人クラブ、ボランティア団体など、地域福祉活動を支える団体が多数存在しますが、活動参加者の減少や団体役員の固定化・高齢化などにより、活動の継続や活性化が困難になっている団体もあります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

地域生活課題が複雑化・複合化し、従来の体制では対応が困難となる中、組織や団体の特性を生かした柔軟な活動を支援し、地域福祉活動の活性化を図ります。

(1) 組織や団体の活動支援

社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自治会、老人クラブ、ボランティア団体など、地域福祉活動を支える団体の活動を支援し、活動の活性化を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★NPO（非営利組織）や市民活動団体への理解を深め、地域で活動する市民活動団体に参加してみましょう。

【地域が取り組むこと】

★自治会やボランティアグループなどの団体と連携しながら、情報交換を行うなどの交流の場をつくり、地域で協力し合える関係を築きましょう。

【行政が取り組むこと】

★社会福祉協議会をはじめ、自治会、老人クラブ、ボランティア団体など、地域福祉に取り組む組織や団体の状況などを把握し、活動の普及・啓発と連携などの支援に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 下松市社会福祉協議会との協働

●地域福祉活動推進の中核的存在であり、行政の福祉政策と密接な関係がある下松市社会福祉協議会と協働し、地域福祉の充実を図ります。

2 下松市民生児童委員協議会活動支援

●地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員が組織する下松市民生児童委員協議会の活動を支援し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。

3 市民福祉活動の支援

●福祉健康まつりにおける福祉団体などの活動紹介、福祉団体の育成や活動の支援などを通じ、市民の福祉意識の向上を図ります。

■ 基本施策4 福祉に携わる人材の確保

◆◆ 現状と課題 ◆◆

介護分野における人材不足は深刻な状況にあります。いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年以降の地域における高齢者介護を支える人材を確保する必要があり、介護職員の処遇改善、離職防止、定着支援、外国人材の受入整備など、さまざまな取組が総合的に進められています。介護などのサービスを確保するため、関連事業者のケアマネジャー、ホームヘルパー、認知症サポーターなどの各種人材の確保や相互の連携を図るなど、民間と協働する環境を整えることが重要です。

保育分野においても、職員の不足に伴い園児の募集を制限せざるを得ない状況です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

福祉サービスを必要とする人が質の高いサービスが受けられるよう、福祉に携わる

人材の確保、資質の向上、定着支援に関する施策の充実を図ります。

（1）介護職員の確保

介護事業所の主体的な人材確保・育成の取組を支援するため、経営者向けのセミナー、就職相談会の実施などを通じて、地域の高齢者介護を支える人材の確保を図ります。

（2）保育士の確保

潜在保育士の就労への不安感を軽減し、保育所への円滑な就職を推進することにより、保育士の確保に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 介護人材確保事業の推進

- 介護事業所の主体的な人材確保・育成の取組を支援するため、経営者向けのセミナー、就職相談会を実施します。

2 保育士トライアル雇用奨励費補助事業の推進

- 長期間のブランクや保育に関わった経験の少なさなどの理由で、保育士資格を持ちながら保育所で働くことを不安に思っている人に対する就業への不安解消を図り、保育士の確保に繋げます。

3 各種実習生の受け入れ

- 福祉分野で活躍することを目指す人を支援するため、各大学や専門学校などから、社会福祉士などをを目指す学生の実習受け入れを行っています。

■基本目標2 成果指標

	現況値	目標 2025（令和7）年
手話奉仕員養成講座の受講修了者数（※）	6人 (令和元年度)	10人
介護支援ボランティアポイント登録者数	158人 (令和3年1月31日時点)	209人
ボランティア団体登録数	24団体 (令和3年1月31日時点)	27団体
介護事業所経営者向けセミナー開催回数（※）	2回／年 (令和元年度)	1回以上／年
保育士トライアル雇用奨励費補助事業取組件数（累計）	1件 (令和3年1月31日時点)	6件

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い中止したため、令和元年度を記載している。

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

I 包括的な相談・支援体制の構築

■ 基本施策1 地域生活課題に対応する相談・支援体制づくり

地域共生社会の実現に向けて、基本施策「地域生活課題に対応する相談・支援体制づくり」を重点施策とし、重点的に取り組みます。

◆◆ 現状と課題 ◆◆

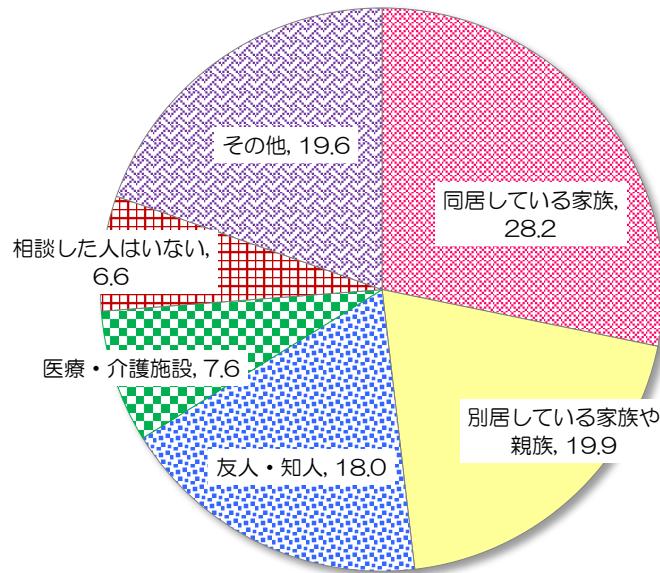
地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した生活上の課題を、住民に身近な地域において、高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野を超えて総合的に相談できる体制づくり、断らない相談・支援を中心とした包括的な支援体制の整備が必要です。そのためには、住民に身近な地域で相談を受けるための場所を確保すること、複雑化・複合化した住民のあらゆる生活上の相談に応じることができ、支援に繋げることができる人材を確保し、生活上の不安や地域生活課題などを気軽に相談できる体制、必要な支援を包括的・重層的に届けられる体制をつくることが必要です。

アンケート調査では、回答者自身やその家族のことで困っていることや悩んでいることの質問に対し、「健康に関すること」と回答した人の割合が最も多く、次に「困っていることや悩んでいることはない」と回答した人の割合が高くなっています。年齢別にみると、20歳から39歳までのは「子育てや教育に関する」と回答した人の割合が高くなっています。世帯別にみると、全ての世帯で「健康に関する」と回答した人の割合が高く、次に、「困っていることや悩んでいることはない」と回答した人の割合が高くなっています。また、これらのことと相談した人として、「同居している家族」「別居している家族や親族」と回答した人の割合が高く、次に、「友人・知人」と回答した人の割合も高くなっています。ひとり世帯では「相談した人はいない」と回答した人の割合が高くなっています。ひとり世帯では「相談した人はいない」と回答した人の割合が高くなっています。

妊婦には母子健康手帳交付時にアンケートを記入してもらい、その場で保健指導や情報提供をしています。育児相談、母親学級、両親学級、保健師による妊産婦、新生児、乳幼児、未熟児、養育支援家庭等訪問などを実施し、保護者の不安軽減に努めています。

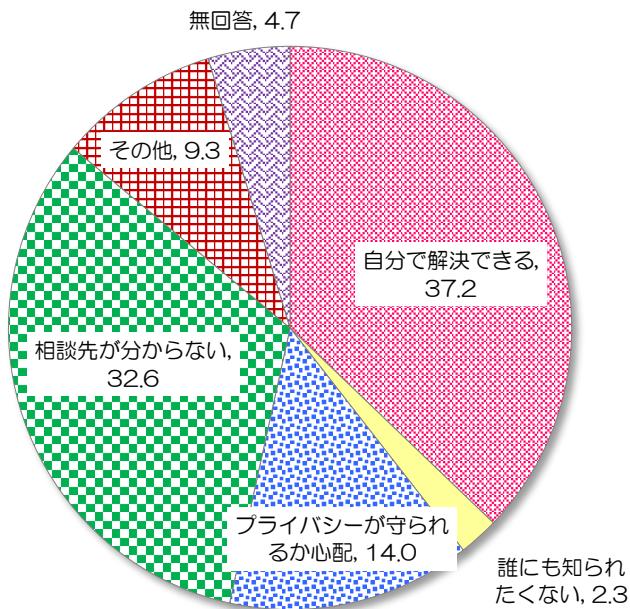
【困っていることや悩んでいることを相談した相手】

(回答数：N=577、単位：%)



【相談した人がいない理由】

(回答数：N=43、単位：%)



◆◆ 施策の展開 ◆◆

地域生活課題が複雑化・複合化し、従来の体制では対応が難しくなっています。既存の相談・支援体制の充実、関係機関との連携強化を図るとともに、誰もが気軽に生活上の不安や地域生活課題などを相談できる体制の構築、必要としているサービスや支援の確実な提供に努め、関係機関が連携し、困難を抱えている人を地域全体で支える体制の構築を目指します。

(1) 相談・支援体制の充実

近年、地域生活課題は複雑化・複合化が進み、一分野の制度や個別分野の相談業務だけでは課題の解決が難しくなっています。誰もが気軽に相談できるよう相談窓口の充実を図るとともに、サービスや支援を必要としている人に対し、確実にサービスの提供や支援が行えるよう、関係機関と連携し取組を進めます。また、相談当事者の世帯全体に目を向け、包括的・重層的に課題を解決できる体制の構築を目指すとともに、支援を必要としているにも関わらず、誰にも相談しない、相談できない人などを把握する体制の構築について、研究を進めます。

(2) 情報提供の充実

市広報「潮騒」や市ホームページを活用した情報発信に努めるとともに、独自のリーフレットの作成などにより、分かりやすい情報提供に努めます。また、視覚障害などがある人にむけ、点字にした各種リーフレットなどの作成、市広報「潮騒」や市議会だよりを朗読してCDに録音したものを図書館で貸し出すなど、情報提供に努めます。

(3) 「地域包括ケアシステム」との連動

いわゆる団塊の世代の全ての人が75歳以上となる2025（令和7）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的・包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めます。

(4) 生活困窮者などの自立への支援

生活困窮者自立支援事業を推進し周知するとともに、関係機関と連携し、相談への対応、就労支援や情報提供などに努め、総合的な支援を行います。

(5) 就労や住まいの確保などに向けた支援

公共職業安定所などと連携し、特別な事情を有し就労を希望している人への就労支援、雇用機会の拡大に努めます。また、「山口県居住支援協議会」で行う協議などを通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について、研究を

進めます。

（6）権利擁護を推進する取組

判断能力が低下した高齢者などの権利を守り生活を支えるため、権利擁護の意識の高揚を図るとともに消費者被害や虐待防止などの周知・啓発に努めます。

（7）成年後見制度の周知及び利用促進

判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人などを選任し本人に代わって契約を締結するなど、本人の判断能力を補う成年後見制度の周知及び利用促進を図ります。

（8）自殺対策施策の推進

本市における自殺の特徴として、失業や生活苦、人間関係、高齢など、複合的な問題があると考えられています。自身が抱える生活課題などを気軽に相談できる体制の構築が、その人の社会的孤立を防ぎ、自殺を思いとどまらせることに繋がります。包括的な相談・支援体制づくりの構築を図り、誰も自殺に追い込められることがないよう、「下松市自殺対策計画」に基づく施策の推進に努めます。

（9）再犯防止施策の推進

罪を犯した人が社会から孤立することなく円滑に社会復帰ができるよう、市民への広報・啓発に努めます。また、支援を必要としている人に対し確実な支援に繋げられるよう、関係団体との連携強化に努めるとともに、「下松市再犯防止推進計画」に基づく施策の推進に努めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

- ★生活の中での不安や困りごとを一人で抱え込まず、身近な人や相談窓口に相談しましょう。
- ★地域生活課題を「我が事」として捉え、地域活動などに自らの意思で積極的に参加しましょう。

【地域が取り組むこと】

- ★相談窓口の情報を共有し、近所のどこに相談したらよいか分からない人がいたら、相談窓口を伝えてあげましょう。また、日頃から近所に対する「気遣い」を心掛け、相談しやすい環境をつくりましょう。

【行政が取り組むこと】

- ★年齢や障害の有無に関わらず、誰もが気軽に相談できる場の開設を目指します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 包括的な相談・支援体制の構築

- 地域包括支援センターの運営、総合相談支援事業、家庭児童相談事業など、相談業務を担う関係機関の連携や機能強化などに努め、既存の相談機能を充実させるとともに、生活上の困難を抱えた世帯を包括的に相談・支援する体制づくりの構築を図ります。

2 民生委員・児童委員活動の支援（再掲）

- 地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ、民生委員・児童委員が行う地域福祉活動を支えます。

3 生活困窮者自立支援事業の推進

- 生活に困っている人が自立した生活を送られるように、相談支援員が相談者の抱える悩みを伺いながら自立に向けた支援を行います。

4 生活保護制度の適切な運営

- 生活保護制度の適切な運営に努め、必要な保護を実施します。

5 成年後見制度の利用の促進

- 成年後見制度の利用について周知を図ります。権利擁護が必要な人の発見・支援などに資する地域連携ネットワークの構築及びその中核となる機関の位置付けなど、体制の整備を進めます。

6 自殺対策に関する施策の推進

- 自殺を思い留まるきっかけになる相談機会の充実、居場所づくりを図るとともに、支援を必要とする人を早期に把握し、関係機関と連携して支援に繋げられるネットワークづくりの構築を図ります。

7 再犯防止に関する施策の推進

- 高齢者や障害者などへの福祉的支援は、犯罪をした人であるか否かに関わらず提供されるものであり、犯罪をした高齢者や障害者などに対し確実に支援に繋げられるよう、関係機関との連携強化に努めます。

■ 基本施策2 見守り活動の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

アンケート調査では、ひとり暮らし高齢者や障害者を抱える世帯などを定期的に訪

問することで見守りや必要な支援に繋げられるという意見や、声掛けが難しくなりつつある地域では、民生委員・児童委員の人材確保を要望する意見がありました。子どもが犯罪などに巻き込まれないよう、防犯パトロール隊、地域見守り隊、民生委員・児童委員などが登下校時の見守り活動を行っており、子どもの登下校時の見守り活動は、保護者に安心を感じてもらっています。虐待は、問題の顕在化がしにくい面があります。関係機関との密接な連携を保ち、虐待の予防や虐待の兆候に早期に気付くことが重要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

地域で起こるさまざまな問題について、早期に発見し対応できるよう見守り活動の充実を図ります。

（1）見守り活動の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加しており、安否確認など、地域での見守りの重要性はますます高くなっています。地域の人や民間事業者など、多様な主体による見守り活動の充実・環境の整備に努めます。

（2）虐待の防止

相談窓口や市広報「潮騒」などを活用し、虐待防止の周知・啓発を図ります。関係機関との密接な連携を保ち、虐待の早期発見・早期対応に繋げ、虐待防止に取り組みます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

- ★日頃から助け合う関係を築き、助けが必要と感じたら、進んで声掛けをしましょう。
- ★回覧板や市広報「潮騒」の配布に合わせ、見守りや声掛けに取り組みましょう。

【地域が取り組むこと】

- ★見守りが必要な世帯に日頃から気を配り、異変を感じたら関係機関へ連絡や相談をしましょう。

【行政が取り組むこと】

- ★悩み事や困りごとを抱えている人の社会的孤立を防ぎ、速やかな支援に繋げられるよう、見守り活動の充実を図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 高齢者等見守り活動に関する協定

- 地域住民と日常的に関わりのある事業者が日常業務の範囲内でさりげない見守り活動を行う「高齢者等見守り活動に関する協定」の締結事業者の拡大を図り、地域全体で高齢者などの見守り体制の強化に繋げます。

2 認知症見守り声かけ訓練の実施

- 認知症になっても地域で暮らし続けることができるよう、訓練を通じた地域住民の認知症の理解・促進を図ります。

3 くだまつ絆ネットの活用促進

- 認知症により徘徊の恐れのある人を事前に登録し、行方不明時には登録した情報を活用し、行方不明者の早期発見・保護に繋げます。

4 地域防犯ボランティアによる見守り活動（再掲）

- 地域の目となる地域防犯ボランティアによる見守り活動を推進し、安全で安心な地域づくりに努めます。

5 児童虐待の恐れのある世帯の把握

- 母子健康手帳交付時の面接で全妊婦にアンケートを実施し、妊婦の状況把握に努め、訪問や電話などによる支援に繋げています。また、学校や幼稚園、保育園などの関係機関とのネットワークを活用し、支援の必要な家庭の把握に努めています。

■ 基本施策3 認知症施策の総合的な推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が策定されました。令和元年6月18日、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」により進められていた施策を含め、「認知症施策推進大綱」に基づいた施策の推進に取り組むことになりました。本市においても「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき施策を進めていますが、「認知症施策推進大綱」に基づき、新たな施策を進めていく必要があります。

認知症が疑われる人やその家族に対する迅速な支援、認知症の症状や支援の方法を学ぶ講座の開催など、さまざまな取組を進めていますが、取組を知っている人が少ないと周知を徹底する必要があります。アンケート調査では、認知症の人の家族などの負担が増えないよう、高齢者住宅などを増やした方が良いという意見がありました。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

国の「認知症施策推進大綱」や「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を踏まえ、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、認知症に関する知識の普及、認知症の早期発見・早期診断、地域全体で認知症の人やその家族を見守り支える体制づくり、認知症の人と家族に対する支援など、認知症に関する施策の総合的な推進を図ります。

（1）認知症施策の総合的な推進

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気で、認知症の人は毎年増加しており、多くの人にとって身近なものになっています。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」や認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す「認知症施策推進大綱」の考え方に基づき、さまざまな取組を進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★認知症サポーター養成講座などに参加し、認知症に関する正しい知識と理解を持ちましょう。

【地域が取り組むこと】

★認知症の人やその家族に対し、思いやりや配慮を持ち、できる範囲で手助けをしましょう。

【行政が取り組むこと】

★認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、さまざまな取組を進め、認知症の人やその家族を支援します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 認知症に対する理解促進

●認知症サポーター養成講座の開催や認知症見守り声かけ訓練などを実施し、認知症に関する知識の普及や予防に向けた啓発、身近な地域で認知症を学ぶ機会の創出や認知症サポーターの養成に

努めます。

- 認知症になっても地域で暮らし続けることができるよう、認知症見守り声かけ訓練を通じて、地域住民の認知症の理解促進を図ります。

2 認知症の早期発見・対応の推進

- 認知症初期集中支援チームが家族の相談などにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、認知症サポート医と連携しながら速やかに必要な医療や介護が受けられるよう支援します。

3 認知症の人やその家族などに対する支援の充実

- 認知症の人やその家族、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「認知症カフェ」を設置し、参加者による相談や情報交換を通じ、交流の促進を図ります。
- 認知症により徘徊の恐れのある人を事前に登録し、行方不明時には登録した情報を活用し、行方不明者の早期発見・保護に繋げる「くだまつ絆ネット」の活用促進を図ります。
- 若年性認知症の人に対し、県と連携し若年性認知症支援コーディネーターに繋ぐなど、適切な対応に努めます。

■ 基本施策4 医療機関等と連携した事業の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

入院治療を終えて在宅に戻る高齢者など、在宅で生活しながら医療的ケア及び介護を必要とする高齢者に対し効果的な支援ができるよう、医療と介護の連携体制の整備を進めています。在宅医療・介護連携推進研修会などを開催し、医療と介護関係者との情報共有や顔の見える関係づくりに一定の効果を上げていますが、在宅で生活しながら医療的ケア及び介護を必要とする高齢者に対する効果的な支援をどのようにしていくのか、研究を進める必要があります。

住民の終活を支援する終活安心支援事業を実施しています。事前に家族や関係者と自分が望む人生の最終段階における医療や介護を考え、話し合うことが、安心して生活することに繋がります。終活安心支援事業を効果的に進めるためには、多職種連携勉強会などを通じ、医療・介護関係者との連携を深め、事業の重要性を伝えていく必要があります。

下松市地域自立支援協議会の医療的ケア児等支援部会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るため、協議の場を設置しています。現在、3人の医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置していますが、コーディネーターの増員に努めていく必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

在宅で生活しながら医療的ケアや介護を必要とする高齢者や障害児・者に対し、効果的な支援ができるよう、医療と福祉の連携体制を整備します。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員、その他の医療的なケアや介護などに携わる関係者と連携しながら、医療と介護の両方を必要とする状態にある人やその家族を支える体制づくりや仕組みづくりを進めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅で生活する高齢者が医療と介護の連携を必要とするさまざまなケース（入・退院、通院、看取りなど）に応じた効果的な連携体制の整備を進めます。

2 終活安心支援事業の推進

- 人生の最終段階で、自分が望む医療やケアを家族や関係者と前もって考え、話し合い、共有することは、本人と家族の安心に繋がる大切な取組であることから、終活の取組を支援する終活安心支援事業を推進します。

3 医療的ケア児等の支援体制の整備

- 日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児などが地域で安心して暮らせるよう、体制の充実を図ります。

■ 基本施策5 介護保険制度の運営充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

いわゆる団塊ジュニアの世代が高齢者になる2040（令和22）年を見据え、中・長期的な人口構造の変化を見通した効果的な施設整備を図る必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

介護保険事業計画における施設の整備状況や国の介護保険制度の改正状況などを踏まえ、適正な介護保険財政の運営と必要な施設整備などに努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 介護保険事業計画に基づく施設整備などの推進

- 介護保険事業計画に基づく施設整備を進めるとともに、自立支援、重度化防止と給付適正化への取組を進めるとともに、ＩＣＴ（情報通信技術）の導入支援や活用などの周知を図ります。

2 介護人材確保事業（再掲）

- 介護事業所の主体的な人材確保・育成の取組を支援するため、経営者向けのセミナー、就職相談会を実施します。

■ 基本施策6 障害福祉サービス等の充実・確保

◆◆ 現状と課題 ◆◆

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、障害の特性や多様なニーズに応じたきめ細かなサービスの提供体制を整備する必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標やサービス見込量に基づき、障害のある人への支援提供体制の充実・確保に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 障害福祉サービスの充実

- 障害者のニーズや実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活または社会生活を営む上で必要な支援を行うとともに、量的・質的な充実を図ります。

2 地域移行の推進

- グループホームの整備に努め、施設入所者などの地域生活への移行を推進します。

3 福祉施設から一般就労への移行などの推進

- 就労移行支援事業や就労定着支援事業などの推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

■ 基本施策7 子育て支援の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

核家族化の進行、地域の繋がりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て世代を取り巻く環境の変化により、祖父母や近隣住民からの支援を受けることが困難になっており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。「地域の子どもは地域で育てる」という意識で、地域社会全体で子育てを支えることができるよう、県、市、地域社会が一体となった子育て支援に取り組むことが求められています。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

「地域子育て支援センター」と「子育て世代包括支援センター」との連携強化を図り、子育てや母子保健などに関する相談体制や情報提供の充実に努めます。子ども家庭総合支援拠点を中心に、各関係機関の緊密な連携や地域のネットワークとの協働により、児童虐待などの諸問題に対する未然防止や早期発見の取組を進めます。各種手当や助成などにより、子育て家庭の経済的支援に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 相談事業の強化

- 各種相談事業の周知及び相談員のスキルアップを図るとともに、相談関係担当者間及び関係機関との連携強化に努めています。
- 誰もが気軽に相談できる体制整備と虐待防止についての普及・啓発に取り組むとともに、児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策協議会）の機能強化に努めます。

2 経済的支援の充実

- 児童手当や医療費自己負担分の助成などを行い、子育て家庭の経済的支援に努めています。

■ 基本目標3-I 成果指標

	現況値	目標 2025（令和7）年
包括的な相談窓口の設置	－	1カ所以上
地域福祉権利擁護の利用者数	23人 <small>(令和3年1月31日時点)</small>	30人
生活困窮者自立支援事業プラン作成件数	34件 <small>(令和3年1月31日時点)</small>	48件

第5章 施策の展開（健康で安心して暮らすための支援体制づくり）

	現況値	目標 2025（令和7）年
再犯防止推進施策推進協議会開催回数	—	毎年1回以上
「高齢者等見守り活動に関する協定」 協定締結事業者数	39 事業所 (令和3年1月31日時点)	55 事業所
認知症サポーターの人数	5,456人 (令和3年1月31日時点)	7,000人
認知症見守り声かけ訓練実施回数	1回 (令和3年1月31日時点)	年1回以上
認知症サポーターステップアップ研修	—	年1回以上
認知症カフェ設置数	2カ所 (令和3年1月31日時点)	3カ所
くだまつ縛ネット新規登録者数	56人 (令和3年1月31日時点)	125人
医療的ケア児支援コーディネーターの配置者数	3人 (令和元年度末時点)	8人

Ⅱ 自然らしく生き生きと暮らせる体制づくり

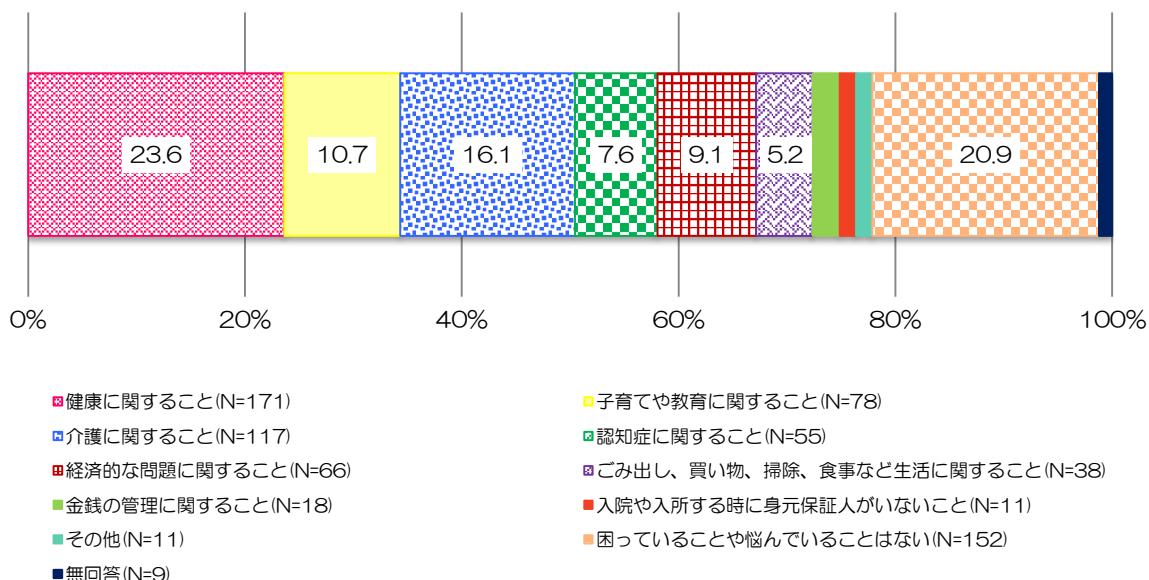
■ 基本施策1 健康づくりの推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

アンケート調査で、あなたやあなたの家族のことについて困っていることや悩んでいることを尋ねたところ、全ての年代で「健康に関すること」と回答した人の割合が高くなっています。心身の健康維持のため、年齢や体力に応じた運動を行う機会の確保に努めるとともに、いわゆる団塊のジュニア世代が高齢者となる2040（令和22）年を見据え、誰もが長く元気に活躍できる社会の実現を目指し、健康寿命の延伸を図る取組を進めていく必要があります。

【あなたやあなたの家族のことについて困っていることや悩んでいること】

(回答数：N=726、単位：%)



◆◆ 施策の展開 ◆◆

全ての世代に向けた健康づくりのために、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりや個人が取り組む健康づくりを支える環境の整備を図ります。

(1) 主体的な健康づくりの推進

元気で充実した生活を送るために、一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。また、家庭、学校、職場などの主体が自発的に、相互に支え合いながら実施する健康づくりを推進します。

(2) 健康寿命の延伸を図る取組の推進

健康寿命の延伸を目指し、健康増進に繋がる仕組みや個人の健康づくりを支える環境づくりを進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★家族や近所の人や仲間と声を掛け合って、ライフステージに応じた健康づくりに取り組みましょう。

【地域が取り組むこと】

★地域の関係機関・団体で声を掛け合って、健康づくりに取り組みましょう。

【行政が取り組むこと】

★健康づくりは生涯にわたって形成されていくものであるため、若い時期から健康への意識を高め、健康づくりに取り組めるよう支援します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 生活習慣の改善

- 生活習慣を構成する栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ・飲酒及び歯と口腔の健康に関する正しい知識の普及や情報提供を行います。
- 対象者の状況に合わせた生活改善の支援に努めます。

2 生活習慣病の予防

- 健（検）診を行い、がん、循環器疾患や糖尿病などの生活習慣病の早期発見、早期対応に努めます。
- 発症予防や重症化予防の取組を進めます。

3 健康づくりを支える環境の整備

- 機会をとらえ、さまざまな手法で健康づくりについて情報提供します。
- 生活に関わる団体や組織と連携し、健康づくりの体制の整備を図ります。

■ 基本施策2 介護予防の推進・充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

介護予防は、高齢者が要介護状態などになることの予防または要介護状態などの軽

減などを目的として行っています。また、人と人との繋がりを通じて、通いの場や介護予防教室が継続的に拡大していくような地域づくりを進めていく必要があります。アンケート調査では、高齢者が外に出る機会が大切なので、教室などに行くための交通手段を増やしてほしいとの意見がありました。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

住民が自発的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、通いの場や介護予防教室の充実を図ります。

（1）介護予防事業の推進・充実

介護が必要にならず暮らすことができるよう、65歳以上の人であれば誰でも参加できる介護予防教室や住民主体の介護予防活動の育成や支援などを行う一般介護予防事業などを実施し、介護予防事業の推進・充実を図ります。

（2）健康寿命の延伸を図る取組の推進

認知症や要介護状態にならずに自立した生活を送られる期間、いわゆる健康寿命の延伸を図るための取組を進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★できるだけ介護状態にならないよう、自主的・継続的に健康づくりや介護予防に取り組みましょう。

【地域が取り組むこと】

★一人では長続きしないことも、仲間と取り組むことで継続してできます。利用者同士の交流を図り、仲間と一緒に地域にある施設などをを利用して介護予防に取り組みましょう。

【行政が取り組むこと】

★住民主体で運営している教室への地域のボランティアスタッフの参加・促進など、さまざまな方法で運営を支えます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 介護予防の推進・充実、介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 可能な限り介護が必要にならず暮らすことができるよう介護予防事業などの推進に努め、高齢者の社会参加や生きがいづくり、住民同士のふれあいに繋がる取組を進めます。

2 保健事業と介護予防の一体的な実施

- 関係各課との連携を強化し、国民健康保険や後期高齢者医療制度が行う保健事業と介護保険が行う地域支援事業との一体的な取組を実施し、生活習慣病とフレイル対策を含めた介護予防などの疾病予防・重症化予防の推進に取り組みます。

3 通いの場の設置・運営支援

- 住民主体で、月1回以上、場所と時間を決めて継続的に運動するグループを増やすことができるよう、体験講座などを開催しています。家に閉じこもりがちの人や不安や悩みを抱える人に声を掛け、自主的に、地域で「楽しく」「気軽に」「無理なく」集まり、過ごす場の運営を支援します。

■ 基本施策3 社会参加の促進と生きがいづくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

仕事などで培った豊富な知識や技術などを身に着けた高齢者が、退職後、生きがいを持ち社会で活躍できる環境を整え、社会的孤立を防ぐ取組を進めることができます。今後、元気な高齢者も増えていくことから、社会参加や生きがいづくりへのニーズがより高まっていくため、取組を更に充実していく必要があります。

障害者計画を策定し、地域生活の支援、権利擁護の推進、社会的自立・参加の促進など障害者施策の総合的な推進に努めています。また、障害者の地域における自立生活を支援するため、関係機関とのネットワーク構築を推進する中核機関として、「下松市地域自立支援協議会」を設置しています。令和元年度に更なる機能の充実を図るため、専門部会に「医療的ケア児等支援部会」を設置しました。

子育てをする保護者の孤立を防ぐため、子育ての情報交換や仲間との交流をもち、育児に関するストレスや不安の軽減を図る育児サークルの充実に努めています。また、「星の子運動会」や「星の子クリスマス会」を開催し、親子の触れ合いや保健推進員との交流を図っています。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

レクリエーション教室やスポーツ大会などを開催するとともに外出や移動の支援をすることで、高齢者や障害者が社会活動を行うための環境の整備や必要な支援の提供を図り、自分らしく活動し、自身の力を発揮・活躍できる環境の整備に努めます。

(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

高齢者や障害者が充実した日常生活を営むことができるよう、社会参加の促進と生きがいづくりの充実を図ります。また、障害者が社会を構成する一員として、

社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会の確保に努めます。子育てに悩んでいる保護者の孤立を防ぐため、子育てサークルの支援や子どもを中心とした催しの充実を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★自分が行事などに参加するときは、地域の人を誘ってみましょう。

【地域が取り組むこと】

★多くの人が役割を持ち、活動することができる機会を設けましょう。

【行政が取り組むこと】

★ふれあいや交流の機会の創出を図り、生きがいづくりを支援します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 社会参加の促進と生きがいづくり

- 高齢者のバス利用のニーズを見極めながら高齢者バス利用助成事業の充実に努め、高齢者の日常生活の利便性の向上及び生活圏の拡大を図ります。
- 就労、学習、交流など、介護予防にも繋がる高齢者の活動や活動機会の確保に努め、高齢者の生きがいづくりの充実を図ります。
- 高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するため、対象者に敬老祝金の支給、長寿記念品の贈呈をするとともに、地域でのふれあいの場をつくり交流を促進するため、敬老会を開催します。
- 障害者などに対する移動支援やタクシー利用料の一部助成を実施し、障害者などが社会参加のために必要な外出をする際の移動支援や経済的負担の軽減を図ります。
- スポーツ・レクリエーション活動を通じ、障害者などの体力増強や交流拡大を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

2 医療的ケア児等の支援体制の整備

- 日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児などが地域で安心して暮らしていくよう、体制の整備を図ります。

3 老人クラブの助成

- 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブの活動を支援し、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進を図ります。

基本施策4 生活のニーズに応じたサービスの提供

◆◆ 現状と課題 ◆◆

アンケート調査では、通院、買い物に対する支援の要望が意見として多く寄せられました。具体的に、シルバー専用バス、市内を巡回するバス、移動販売車の充実、病院を巡回する福祉タクシーなど、高齢者や低所得者を対象とした交通手段の充実を求める意見がありました。また、ごみ収集場所が遠方にあり負担に感じている、高齢者に粗大ごみの搬出は難しいといった理由により、ごみ出しに対する支援を求める意見がありました。

日常的な生活の基盤である移動手段の確保については、公共交通だけではさまざまなニーズに対応することが困難です。高齢者バス利用助成事業やタクシー利用料一部助成などを行っていますが、利用者のニーズを見極めながら、移送サービスの拡充を図る必要があります。

障害福祉計画や障害児福祉計画を策定し、地域において障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の各サービスが計画的に提供されるよう努めています。

発達障害児などの早期対応に努め、保育所・幼稚園、学校などとも連携しながら、必要な療育について相談・指導などを行うことで、健全な発達と地域で円滑な生活が送れるよう支援しています。子育てに悩んでいる保護者の孤立を防止するとともに、コミュニケーションに支援が必要な発達障害児や自閉症児などに対し、二次障害を引き起こさない環境の整備が必要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

一人一人の生活状況に応じたきめ細やかなサービスを提供するため、事業などの充実を図り、地域で必要なサービスが受けられる環境を整えます。

(1) サービスの提供

福祉サービスの充実を図り、きめ細やかなサービスを提供し日常生活に必要な支援を実施することで、身体的、精神的、経済的な負担の軽減を図ります。また、必要な人が必要な介護サービスや障害福祉サービスなどを利用できる環境づくりに取り組みます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★自分にあったサービスを選択できるよう、制度や福祉サービスの情報収集を心掛けましょう。

【地域が取り組むこと】

★地域で福祉サービスの情報を共有しましょう。

【行政が取り組むこと】

★市広報「潮騒」や市ホームページなどを通じて、サービスなどの情報提供に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 在宅生活総合支援事業

- 可能な限り高齢者の自立した生活を営むことができるよう、日常生活を支援する取組の推進を図ります。

2 障害福祉サービスなどの提供

- 障害福祉計画などに基づくサービスの提供体制の充実・確保に努めるとともに、雇用の促進や働きやすい環境づくりを推進します。

3 障害児施策の充実

- 保育所、幼稚園で障害児を受け入れており、障害児の発達段階に応じて、児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどの適切なサービスの提供に努めています。日中一時支援事業を実施し、学校などの長期休暇中の保護者の負担軽減を図っています。

4 相談事業の強化（再掲）

- 各種相談事業の周知及び相談員のスキルアップを図るとともに、相談関係担当者間及び関係機関との連携強化に努めています。
- 誰もが気軽に相談できる体制整備と虐待防止についての普及・啓発に取り組むとともに、児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策協議会）の機能強化に努めます。

■基本目標3-II 成果指標

	現況値	目標 2025（令和7）年
介護予防と保健事業の一体的実施に伴う健康相談や疾病予防等の取組の創出	—	1以上
「通いの場」の数	74 力所 (令和元年度)	91 力所
介護予防・生活支援サービス利用者数 (訪問型サービス)	2,001 人 (令和元年度)	2,060 人
介護予防・生活支援サービス利用者数 (通所型サービス)	4,986 人 (令和元年度)	5,135 人

基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくり

暮らしの安全安心対策の充実・強化を図るため、基本施策「要配慮者避難支援体制づくり」「福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進」を重点施策とし、重点的に取り組みます。

基本施策1 要配慮者避難支援体制づくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

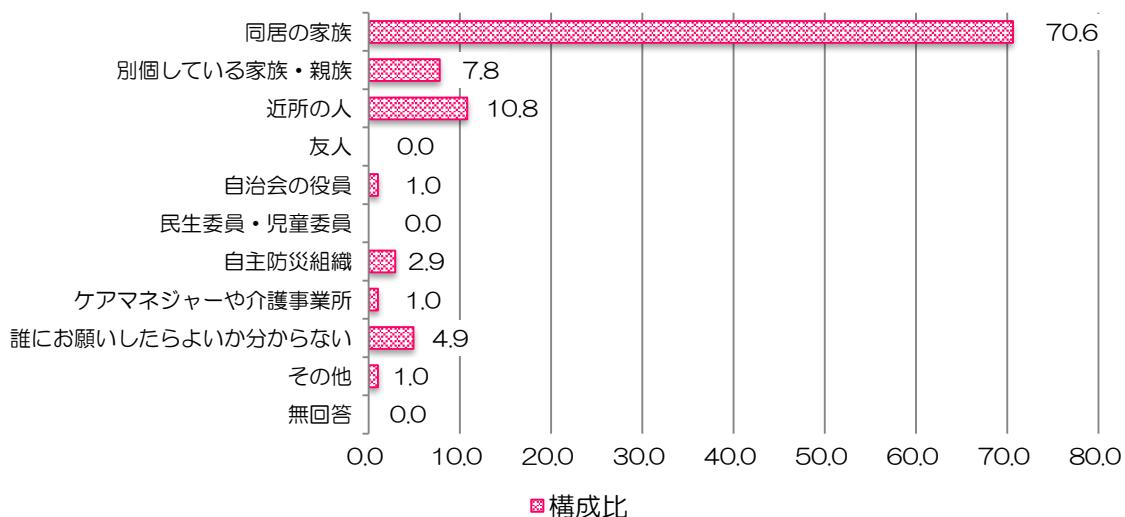
災害対策基本法に基づき、災害などで避難するときに手助けを必要とする人に対し、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出してもらい、その人の早期の避難に繋げるため、避難を支援する団体などと情報を共有しています。

避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の避難を支援する団体などに避難の手助けを強いることができないため、要支援者の避難行動に繋げられる方法を模索しています。災害時の近隣住民などからの支援を組み込んだ避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を災害時のケアプランとして作ることなどを検討する必要があります。

アンケート調査では、「災害時に避難する際、誰かに支えが必要である」と回答した人のうち「同居の家族に助けてもらいたいながら避難したい」と回答した人の割合が多く、また、「行政からの避難勧告・避難指示などの発令が避難のきっかけになる」と回答した人の割合が最も多くなりました。

【誰かの支えが必要である】

（回答数：N=102、単位：%）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

災害などで避難するときに手助けを必要とする人の早期避難に繋げるため、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を作成し、避難を支援する団体などと情報の共有などを図ります。要支援者の避難を支援する団体などに避難の手助けを強いることができないため、早期に要支援者自身が家族などに連絡し、避難行動を起こす意識を高める取組を進めます。災害時に要支援者が近隣住民などから支援を受け、早期の避難行動を起こすことができる仕組みの構築を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人一人が取り組むこと】

★日頃から防災意識を高めましょう。避難経路や避難場所、緊急時の連絡先などの確認、「くだまつ防災メール」の活用など、災害に対する備えを心掛けましょう。

【地域が取り組むこと】

★自主防災組織の立ち上げや「支え合いマップ」の作成などを行い、地域で支援が必要な人などを把握し、情報を共有しましょう。

【行政が取り組むこと】

★民生委員・児童委員、自主防災組織などの関係団体との連携のもと、災害時に支援を必要とする要支援者の把握に努め、要支援者の早期の避難行動に繋げる取組の推進を図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）作成・更新

●定期的に避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を作成・更新し、避難を支援する団体などとの情報共有を図ります。

2 災害避難時着用ベストの周知

●災害時に聴覚障害者や視覚障害者が一目で識別できるよう、災害避難時着用ベストの周知を図ります。

3 防災ラジオを活用した早期避難の推進

●避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出した人やその家族など、要支援者の避難を支援する団体などに防災ラジオを無償貸与し、要支援者の早期避難を図ります。

4 災害時福祉タクシー利用助成

- 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出した人で運転が困難の人に対し、避難時に使用したタクシー代の一部を助成することで、要支援者の早期避難を促します。

基本施策2 福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

福祉避難所の対象となる人は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、避難所の生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、その家族まで含まれます。現在、本市では、一般の避難所で生活することが難しいと判断され、何らかの特別な配慮を要する人が利用する福祉避難所として「下松市保健センター」及び「下松市地域交流センター」を指定しています。災害の規模により、「下松市地域交流センター」を福祉避難所でなく遺体安置所として利用します。なお、災害時には、一般の避難所においても福祉避難スペースの確保に努め、福祉避難所の機能を段階的に設けています。

2018（平成30）年6月、10法人と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。この協定は、一般の避難所で生活することが難しいと判断した要配慮者に、法人が運営する施設に家族などと一時的に避難していただくものです。福祉避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、法人との意見交換や訓練を定期的に実施することが重要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

主に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などが福祉避難所を利用することになるため、多種多様な防災備蓄品の充実に努めます。平時から福祉避難所に関する取組を進め、災害時の避難行動に支援が必要な人の早期避難や福祉避難所の速やかな開設・運営に努めます。

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した社会福祉法人などが運営する施設のスペースなどを利用し、福祉避難所を開設・運営します。福祉避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、法人などとの定期的な意見交換や訓練の実施に努めます。また、日頃から社会福祉施設や関係機関などと連携を密にし、災害や感染症などに備える取組を進めます。

福祉避難所に受け入れられる人数も限られているため、一般の避難所で生活している人で福祉避難所に移られる方が望ましい人が多数になる場合、優先度を付け福祉避難所に移る人を判定する仕組みの構築、利用者を特定して福祉避難所に直接避難する仕組みの構築について、研究を進めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進

- 防災備蓄品や衛生品など、災害対策や感染症対策に必要な物資の備蓄、調達に努めるとともに、協定締結法人との意見交換や訓練を実施し、福祉避難所の円滑な開設・運営に努めます。

2 社会福祉施設などとの連携による災害や感染症などに備える取組の推進

- 社会福祉施設や関係機関などとの連携を密にし、気象や災害、感染症対策に関する情報提供などに努めるとともに、災害対策や感染症対策に必要な物資の備蓄や調達など、災害や感染症などに備える取組を進めます。

■基本目標4 成果指標

	現況値	目標（2025年）
避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）作成件数	391件 (令和元年度)	500件
防災ラジオ無償貸与者数	—	500件
協定締結法人との訓練などの実施	1回／年 (令和元年度)	毎年1回以上
要支援者の早期避難行動に繋げられる取組の創出	—	1以上